

台風時の割引料金の適用基準について

沖縄県が島嶼県で交通手段として空海路に委ねていること、また台風の襲来頻度が多いことから、お客へのサービスの一環として台風時には、料金割引の措置を講じるべきであるとの考え方から「台風割引」の適用基準を次の通りと定めています。

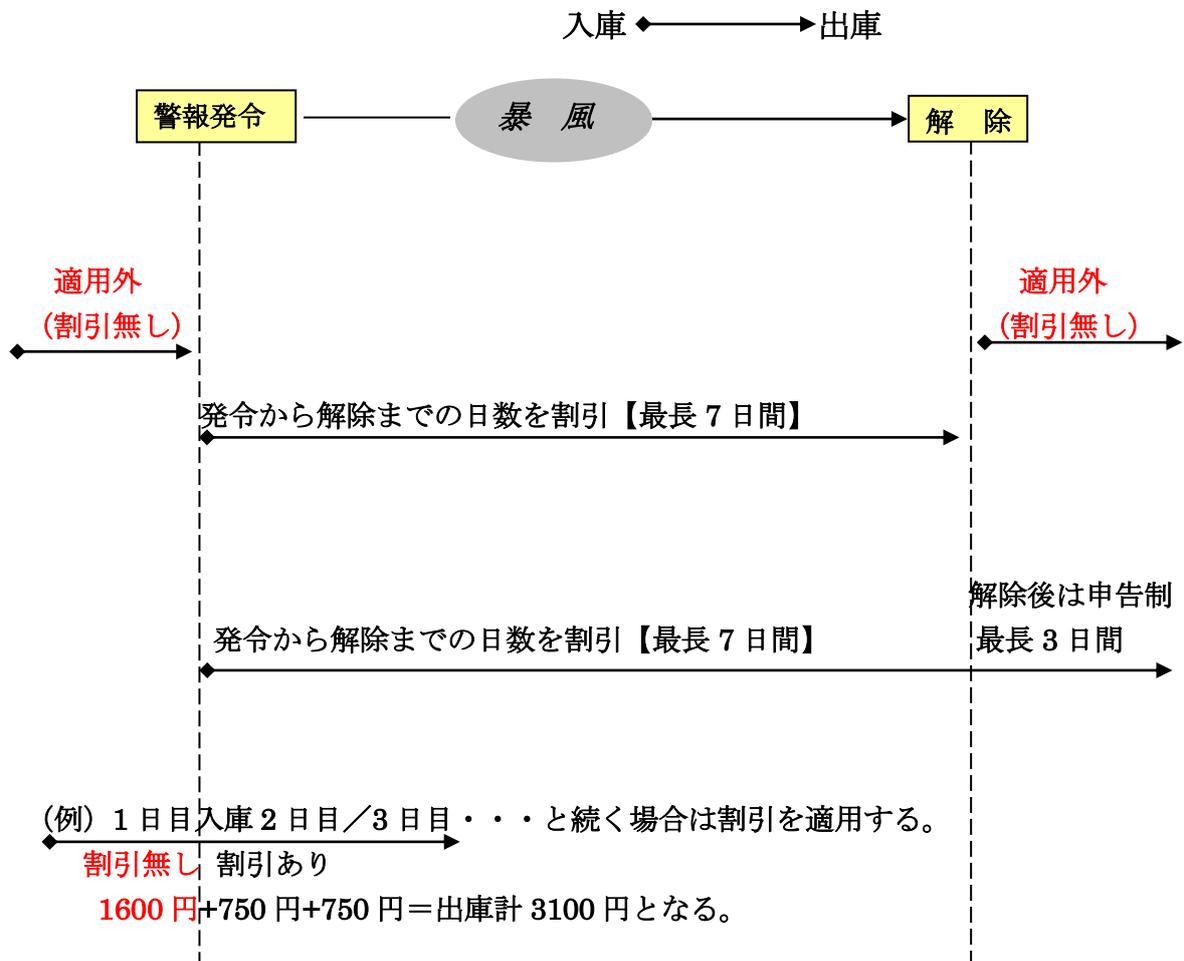
1. 適用基準

基本的に暴風警報発令時から解除時までの入出庫する車両すべてを対象に 50%を割引する

- (1) 航空機の運航停止・バス・モノレール等、公共交通機関が運休した場合に適用する。
- (2) 1個の台風につき割引適応は、一度のみとする。
- (3) 割引の適用は、**発令から解除までの日数を割引する。但し最長期間 7日を適用範囲とする。**
- (4) 解除後の割引適用は、利用者自らの**申告制**により適用し**解除日から 3日間まで**とする。

※ 解除後は、便の遅延、欠航便が出た場合でも割引の適用はしない。

台風割引の適用基準（利用者自らの申告制によるもの）



以上